

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第 3 期中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の第 3 期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、これを認可することについて、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第 2 条第 1 号の規定に基づき評価委員会に意見を求めるもの。

1 前提となる事実について

新中央診療棟建設に伴い建設中の第 1 立体駐車場が、令和 3 年 5 月末に完成する予定である。（第 2 立体駐車場は令和 2 年 8 月に完成）

これに伴い、駐車場管理運営について、令和 3 年 6 月から令和 1 8 年 5 月末までの複数年で業務委託契約を締結することとしている。

【主な業務内容】

- ・既存駐車場を含む病院駐車場の料金徴収
- ・自動車誘導
- ・乗降支援 等

2 中期計画変更の内容

「中期目標期間（R2～R6 年度）を超える債務負担（1 億円以上のものに限る）」として、立体駐車場管理事業を追加する。（法第 2 6 条第 2 項第 7 号、岐阜県地方独立行政法人法施行細則第 6 条第 3 号）

※詳細は、[資料 2](#) 参照